

エコマーク商品類型 No.136

「リユース製品 Version1.7」

認定基準書

—適用範囲—

- A. 取替え式防じんマスク用リユースろ過材および電動ファン付き呼吸用保護具用リユースろ過材（個別製品基準書-1）
- B. 中型自動車・大型自動車用エアクリナーエレメント（個別製品基準書-2）
- C. 電力量計 電気子メーター（個別製品基準書-3）

制 定 日 2006年 8月 20日
最新改定日 2016年 4月 1日
有 効 期 限 2021年 8月 31日

(公財)日本環境協会
エコマーク事務局

エコマーク商品類型 No.136 「リユース製品 Version1.7」 認定基準書

B. 中型自動車・大型自動車用エアクリナーエレメント（個別基準書-2）

(財)日本環境協会
エコマーク事務局

前文（認定基準書の構成）

本商品類型は、「基本基準書」と「個別製品基準書」から構成される（図1）。「基本基準書」は、本商品類型の対象となりうるあらゆる製品を網羅するための認定基準項目を全て記載している。「個別製品基準書」は対象製品毎に作成し、特定の製品の認定に必要な項目を「基本基準書」から抜粋している部分と、製品毎の特徴を考慮して「個別製品基準書」において追加した部分とで構成される。

申込にあたっては対象製品の「個別製品基準書」のみを参照すれば良い。

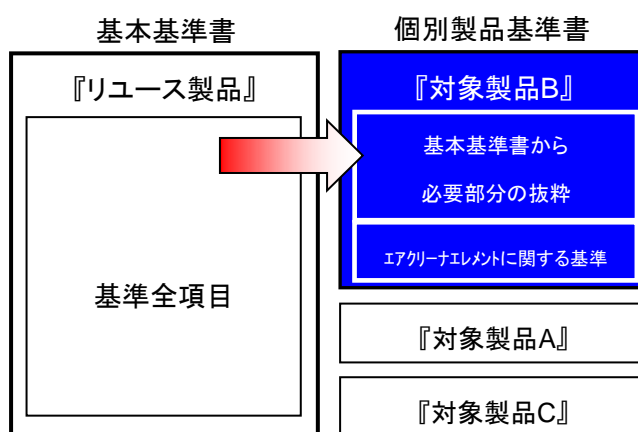


図1 認定基準書の構成

1. 認定基準制定の目的

循環型社会形成推進基本法（平成12年6月2日 法律第110号）は、製品などが廃棄物となることを抑制し、循環的利用と適正な処分を進めることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減した循環型社会の形成を目的としている。

またこの法律の中で、廃棄物処理の優先順位は、a.廃棄物となることの抑制（リデュース）、b.再使用（リユース）、c.再生利用（リサイクル）、d.熱回収、e.適正処分であることを定めている。

本商品類型は、リユースすることによってライフサイクルを通して環境負荷を低減する可能性の大きい製品と、それを提供するシステムをエコマーク認定し、循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

<B.中型自動車・大型自動車用エアクリナーエレメントについて>

LCA においてリユース製品の優位性が認められるのは一定以上の走行距離を前提とした自動車であることから、中型・大型自動車に限定した。

2. 適用範囲

本商品類型の適用範囲の一般要件と、具体的な対象製品を次のように定める。

<一般要件>

製品をリユースすることによってライフサイクルを通じて環境負荷を低減する可能性の大きい製品と、それを提供するシステムを対象とする（システムを通じてリユースされることが前提の新品を含む）。ただし、リユースされる製品自体が使用者の廃棄後に有価物として売買されることが一般的なもの（例えば古本、中古車など）はのぞく。要件として、

- リユースされた製品は、新品と同等の機能を有すること。
- リユース可能な製品は、製造段階においてリユースされることを目的として設計されていること。
- 回収・リユースできるシステムを確立していること。

上記要件を満たす製品は、原則として本商品類型を適用する。すなわち、図 2 の外側の枠内に示す「リユース可能な製品」のシステムと、内枠に示す「リユースされた製品」のシステムいずれも適用範囲となる。なお、製造事業者による回収システムがなくとも、製品が確実にリユースされる仕組みがある場合は、「リユースされた製品」のシステムに含むものとする。

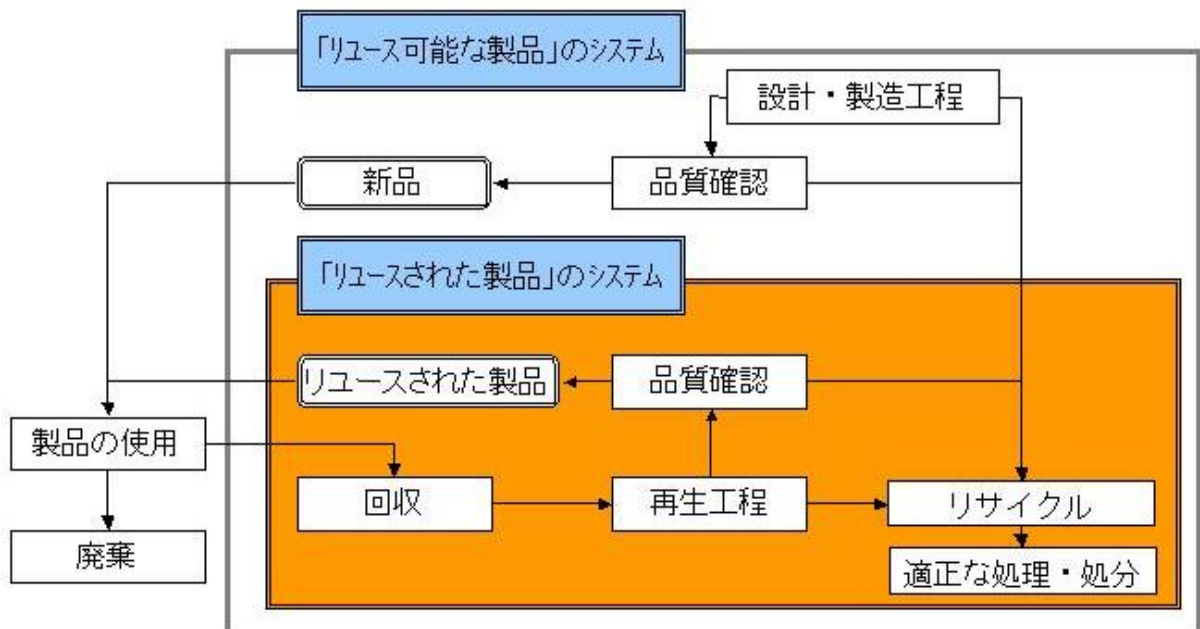


図 2 本商品類型の対象範囲

<具体的な対象製品>

中型自動車および大型自動車用のエアクリナーエレメント

3. 用語の定義

中型自動車	<p>道路交通法第三条 自動車の種類に規定される中型自動車で、道路交通法施行規則第二条に定められている中型自動車とする。</p> <p>(大型自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車以外の自動車で、車両総重量が 5,000kg 以上 11,000kg 未満のもの、最大積載量が 3,000kg 以上 6,500kg 未満のもの又は乗車定員が 11 人以上 29 人以下のもの)</p>
大型自動車	<p>道路交通法第三条 自動車の種類に規定される大型自動車で、道路交通法施行規則第二条に定められている大型自動車とする。</p> <p>(大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車以外の自動車で、車両総重量が 11,000kg 以上のもの、最大積載量が 6,500kg 以上のもの又は乗車定員が 30 人以上のもの)</p>
再使用(リユース)可能	<p>「意図され、設計された製品又は包装の特性の一つ。ライフサイクルの中で意図どおりの目的のために何回かの使用ができる特性」であって、「使用済みの製品又は包装を回収し、再使用又は詰替えをするための仕組みが存在する。又は、製品又は包装を購入者が再使用若しくは詰替えできるようにする施設又は製品が存在する」ことを指す。[JIS Q 14021:2000 に準拠]</p>
再使用部品	<p>一旦使用された製品から取り出され、成形加工をすることなく、必要に応じて洗浄・研削など適切な処置を施しつつ、部品として再使用されるもの。</p>
再生工程	<p>使用済み製品をリユースできるように洗浄、分解、軽微な研磨、部品交換、調整、品質確認を行い、出荷するまでの全ての工程を再生工程という。</p>
処方構成成分	<p>製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分。製造プロセス上、不可避免的に混入する不純物成分は含まない。</p>
リユース	<p>一旦使用された製品を回収し、必要に応じて適切な処置を施しつつ製品として再使用を図る。または、再使用可能な部品の利用を図る。</p>
リユース製品	<p>使用済みとなった後に、再生工程を経て再使用ができるように予め設計されている製品であり、中古品も含め、製品を再使用することによってライフサイクルを通じて環境負荷を低減する可能性の大きい製品(システムを通じて再使用されることが前提の新品を含む)。ただし、すでに市場メカニズムをもち運用されているものはのぞく。</p>

4. 認定の基準と証明方法

4-1. 環境に関する基準と証明方法

4-1-1. 共通基準と証明方法

- (1) 製品は、リユースすることを前提として強度や構造の設計が行われていること。

【証明方法】

リユースすることを前提として強度や構造の設計が行われていることを、付属証明書への記載により宣言すること。

- (2) 吸気浄化システムとしての性能が低下した製品を再使用するための洗浄機器を、製品の使用者に販売またはリースなどにより提供していること。または吸気浄化システムの適切な洗浄が行える整備事業者などを紹介し、製品が確実にリユースされる仕組みがあること。また、交換用部品を製品の使用者に対して提供していること。

【証明方法】 使用者に提供する洗浄機器・部品などの提供方法を説明するとともに、当該機器・部品などのカタログ、写真などを提出すること。また交換用部品の提供方法を説明すること。

- (3) 吸気浄化システムとしての性能が低下した製品を洗浄することによってリユース可能であること。

【証明方法】

以下 A および B をそれぞれ提出すること。なお A の試験結果については、a) および b) を満たすものであること。

A. エアクリーナエレメントを洗浄することによって、吸気浄化システムとしての性能を維持することが可能であることを証明する試験結果

- a) 試験結果は、洗浄後の性能が新品と同等であること。
- b) 試験は公的試験機関で実施すること。

B. 再生工程全体の説明文書

- (4) 再生工程において部品交換を実施する必要がある製品では、最大限の部品交換を行ったとき(理論値)の製品全重量/個に対する再使用部品の比率重量が、95%以上であること。

【証明方法】

再生工程において部品交換を行う製品は、製品全体の重量を 100%として、設計上、交換する部品点数が最大となったときの再使用部品の重量比率(%)を示すこと。

- (5) 申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大气汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など(以下、「環境法規等」という)を順守していること。

また、申込日より過去 5 年間の環境法規等の順守状況(違反の有無)を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去 5 年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a.および b.の書類を提出すること。

- a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)
- b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)~5)の資料(記録文書の写し等)
 - 1) 工場が立地している地域に関する環境法規等の一覧
 - 2) 実施体制(組織図に役割等を記したもの)
 - 3) 記録文書の保管について定めたもの
 - 4) 再発防止策(今後の予防策)
 - 5) 再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

- (6) 製品の包装に使用されるプラスチック材料は、ポリマー骨格にハロゲン系元素を処方構成成分として添加していないこと。ここで、製品の包装とは 1 販売単位をさす。

【証明方法】 包装に使用されるプラスチック材料について、ポリマー骨格にハロゲン系元素の添加の有無を付属証明書に記載すること。

- (7) 製品の包装、同梱される取扱説明書などの書面、カタログまたはホームページのいずれかに、次の項目を利用者が見やすいように記載していること。
- a. 問い合わせ先
 - b. 製品を再使用することにより環境負荷低減効果があること
 - c. 再生工程を経た製品が新品と同等の品質(粉じん補修効率、圧力損失等)があること
 - d. 洗浄を行う目安(走行距離、汚れ具合など)
 - e. 再生工程の実施方法および機器・機材・部品に関する取扱説明書
 - f. 再生工程で発生が予測される粉じんや汚水に関する説明と対処方法
 - g. 交換部品の入手方法
 - h. 製品使用後の廃棄方法

【証明方法】

表示内容と表示部分が確認できる写真や設計書を提出すること。

- (8) 製品のリユースが適切に実施されるよう、販売時または使用時に使用者に技術指導などを行っていること。

【証明方法】

使用者への技術指導の方法などを説明する資料を提出すること。また、製品が繰り返し使用可能な状態で廃棄されない処置（具体策）を提出すること。

- (9) 製品の処方構成成分としてカドミウム(Cd)、鉛(Pb)、六価クロム(Cr⁶⁺)、水銀(Hg)およびそれらの化合物を添加しないこと。

【証明方法】

製品の製造において、該当する化学物質が処方構成成分として添加していないことを付属証明書への記載により宣言すること。

4-1-2. 材料に関する基準と証明方法

【プラスチックに関する基準 と証明方法】

基準項目(10)～(12)については、製品のプラスチック部品について適用する。ただし、小付属（製品の機能上必要な小さな部品）については適用外とする。

- (10) 製品にはリサイクルし易いように表示がなされていること。ポリマーの種類表示は日本工業規格 JIS K 6899 - 1 または ISO 1043 - 1 の記号を用いることとし、表示方式については、JIS K6999 に従うこと。なお、他の法令などにより材質表示が義務付けられる製品にあっては、その表示で替えることができる。また、ポリマーを複数種使用した場合は、“PE, PP, PS”のように併記しても良い(使用したポリマーが3種類以上の場合には、“PE, PP 他”のように多いものから順に2つを表示し、3番目以降は省略しても良い)。

【証明方法】

表示内容と表示部分が確認できる写真や設計書を提出すること。

- (11) 製品に使用する可塑剤、色材、安定剤、滑剤などのプラスチック添加物は、申込商品に関連した業界自主基準などによって定められたポジティブリストに従うこと。該当する業界自主基準が定められていない場合には、類似した商品の業界自主基準に従うことでも良い。ただし、ポジティブリストに挙げられていないプラスチック添加物を使用する場合には、その添加剤が ISO 8124 - 3（一致規格：88/378/EECEN71 - 3）などに定める有害物質の要件を満たすことで良い。

【証明方法】

製品の製造に使用する安定剤、着色剤、可塑剤などの添加材が、該当する業界団体の定められたポジティブリストに従っていることの証明書を、各製造工程の担当事業者が提出すること。

- (12) 製品に再生プラスチックを使用する場合、製品全体から溶出する化学物質について、土壌汚染対策法施行規則（平成14年、環境省令第29号）別表第三挙げられたカドミウム、鉛、

六価クロム、ヒ素、総水銀、PCB、ベンゼン、セレンの 8 項目に関する溶出量基準を満たすこと。ただし、88/378/EEC EN-71 Part3 の溶出試験を実施し、その結果を報告する製品においては、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレンについて、重ねて試験を実施する必要はない。(製品に再生プラスチックを使用しない場合、本項目は適用しない)

【証明方法】

製品が、該当する有害物質の要件を満たすことの試験結果を提出すること。

4-2. 品質に関する基準

- (13) 品質については、日本工業規格 JIS D0117-1:2005 (自動車及び内燃機関-フィルタ用語-第 1 部: フィルタ及びフィルタ構成部品の定義) および JIS D0117-2: 2005 (自動車及び内燃機関-フィルタ用語-第 2 部: フィルタ及びフィルタ構成部品の特性の定義) ならびに JIS D1612: 1989 (自動車用エアクリナー試験方法) などにに基づき製造された自動車製造会社の要求品質を満たす既存の自動車用エアクリナーエレメントと同等のこと。

【証明方法】

自動車製造会社の要求品質を満たしている既存の自動車用エアクリナーエレメントと同等の品質があることを説明する第三者機関による証明書などを提出すること。

5. 商品区分、表示など

- (1) 商品区分 (申込単位) は、ブランド名毎とする。
- (2) マーク下段の表示は、下記に示す環境情報表示とする。ただし、「エコマーク使用の手引」(2011 年 3 月 1 日制定施行) に従い、マークと認定情報による表示 (B タイプの表示) を行うことも可とする。なお、エコマーク商品認定使用申込時にエコマーク表示箇所および表示内容を提出すること。環境情報表示は、左揃えの表示を矩形枠で囲んだものとし、1 段目に「洗浄して再使用できる」、2 段目に「エアクリナーエレメント」と記載すること。



(株) ××× (エコマーク使用契約者名)

エコマーク認定番号
第○○○○○○○○号(数字のみでも可)

2008年6月9日	制定(Version1.2)
2008年8月21日	改定 (4-1.(5) Version1.3)
2009年4月28日	有効期限の延長 (2011年8月16日より2016年8月31日へ)
2010年3月20日	改定 (Version1.4)
2011年3月1日	改定 (5.(3) マーク表示 Version1.5)
2012年7月13日	改定 (5.(3)(4)削除マーク表示 Version1.6)
2015年4月1日	有効期限の延長
2016年4月1日	改定 (A.適用範囲の追加 Version1.7)
2021年8月31日	有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。